

## 嬭恋村農業委員会総会議事録(第7回)

- (1) 開催日時 令和6年1月10日(水)開会:午前10時00分 閉会:午前10時40分  
開催場所:嬭恋村役場 二階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員16名 欠席委員1名)  
農業委員  
1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 3.黒岩 宗久 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利  
7.黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市  
13.黒岩 純一 15.下谷 忠 16.黒岩 トシエ 17.市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 14.佐藤 梅仁
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案  
第1号議案 農地法3条の許可の取消し願いについて  
第2号議案 農地移動適正化あっせんの成立について  
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について  
第6号議案 農用地売買のあっせん申出について  
第7号議案 その他

### (6)会議の概要

事務局長 改めまして、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。ただ今より嬭恋村農業委員会総会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で始めさせていただきます。また、同規則第5条により会長が議長になり進行をお願いいたします。

議長 どうも皆さん、おはようございます。正月の忙しい中、ご苦労様でございます。正月の元旦から、能登半島地震、また次の日には、羽田で飛行機事故と、大きな事件、事故、災害等がありました。亡くなられた方には心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆さまには御見舞を申し上げます。ともあれ、そんなことで今年の正月はちょっと色々なことがあって始まったわけですが、今年もよろしくお願いいたします。本年もよろしくお願いいたします。今年一年間皆さまにとって良い年であればと思っております。また、今年も基盤強化促進法が昨年に変わりまして、地域計画を来年の3月までに作成しなければならないということになりました。今までの農業委員会より仕事が増えたようなかたちで、これから皆さまと大変お世話になるわけですが、よろしくお願いいたします。それでは、始めたいと思います。ただいまより農業委員会を開会いたします。3の議事録署名委員の指名ですが、第11番号委員の宮崎弘美委員、第12

番号委員黒岩正市委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地法3条の許可の取消し願いについて」】を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができませんので、10番委員の退場を求めます。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 【第1号議案「農地法3条の許可の取消し願いについて」】案件朗読後説明

議 長 ありがとうございます。委員の皆さんから質問等がありましたらよろしくお願いいたします。質問等内容ですでお諮りいたします。【第1号議案「農地法3条の許可の取消し願いについて」】は取り消す物との決定をしてよろしいでしょうか。異議の無い委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 挙手全員でありますので、【第1号議案「農地法3条の許可の取消し願いについて」】は許可を取り消すことに決定いたします。10番号委員の入場をお願いいたします。続きまして、【議案第2号「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】4件の案件朗読後説明

番号1 大字田代字大横川平 (売買単価818円/㎡)

番号2 大字田代字吾妻山 (売買単価560円/㎡)

番号3 大字鎌原字柏木塚 (売買単価434円/㎡)

番号4 大字大笹字吹上 (売買単価583円/㎡)

議 長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。1番号と2番号については田代地区の案件ですので、田代地区のあっせん委員より、説明をお願いします。

11番委員 令和5年12月18日、農業委員、推進委員、役場事務局の立ち会いのもと、2件のあっせん会議を行いました。1件目、田代大横川平は田代コミュニティーセンターから、大笹北山へ向かう途中にある集荷場から東に200mほど進んだ場所にあります。譲受人は農家であるため、問題ないかと思われます。2件目、田代吾妻山は、孀恋オーアンドエフより南西に400mほど進んだ場所にあります。こちらも、譲受人は農家なので、問題ないと思われます。

議 長 ありがとうございます。1番号と2番号のあっせんについて他の委員の皆さまからなにかご質問等がありましたらお願いします。ないようですので、お諮りいたします。【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】1番号については問題なしということでよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長        ありがとうございます。挙手全員でありますので【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の1番号については成立することに決定いたします。続きまして、2番号につきましては何か質問等ございますか。ないようでしたら【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の2番号については問題なしということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長        ありがとうございます。異議無しということで、【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】2番号については成立に決定いたします。続きまして、3番号と4番号については大笹地区の案件ですので、大笹地区のあっせん委員さんより説明をお願いいたします。

6番委員      お世話になります。12月20日役場で農業委員、推進委員、役場の事務局であっせん委員会を開きました。場所は柏木塚のパノラマより柏木塚方面へ上った所にあり、4番目については吹上の集荷場のすぐわきです。受けても専業農家ですので何の問題も無いと思います。

議 長        ありがとうございます。それでは、何かこの件について皆様の方から質問ございますか。無いようですので、3番号について、問題なしということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長        ありがとうございます。挙手全員でありますので【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】3番号につきましては成立に決定いたします。続きまして、4番号ですけれどもこちらについては何か質問等ございますか。それではお諮りいたします。4番号について問題なしということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長        ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第2号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】4番号については成立に決定いたします。続きまして、【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局      【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

- 1番号 あっせんの成立による売買契約
- 2番号 あっせんの成立による売買契約
- 3番号 あっせんの成立による売買契約

4番号 あっせんの成立による売買契約

5番号 交換による契約

6番号 贈与による契約

7番号 売買による契約

議 長 ありがとうございます。1番号から4番号までは先ほどあっせんの成立で説明があったと思いますので1番号から決定したいと思います。まず、1番号ですけれども、あっせんの成立ですので許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号につきまして許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、2番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、3番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】3番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、4番号につきまして、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】4番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、5番号につきまして鎌原の委員さんより説明よろしく願いいたします。

4番委員 はい。5番ですけれども、場所は鎌原の下城なんですけれども鎌原城跡のすぐそばです。一番北方面です。12月27日に現地確認で農業委員2名、推進委員2名、そして役場事務局で現地

を確認しました。申請者は自分の家に近い土地を使いたい、それから譲受人は若い意欲のある方で、もっと面積を増やしたいということで土地の交換契約が結ばれております。特に問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。この件に関しましてなにか皆さんの方から質問等ございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】5番号は許可するということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】5番号は許可することに決定します。続きまして、【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】6番号ですがこちらは干侯の委員さんお願いいたします。

1番委員 1月4日に干侯の農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認しました。場所は干侯予冷庫からバラギ湖へ向かう B コースの2kmほど進んだ場所になります。譲り受け人は農家であるため問題ないかと思われます。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さまから何かご質問等ございますか。ないようでしたら、お諮りいたします。【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】6番号についてえ許可するということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】6番号については、許可するということで決定いたします。続きまして、【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】7番号、田代地区の案件なんですけども、よろしく願います。

9番委員 昨年12月26日に田代区の農業委員さんと推進委員さん、事務局の皆様で現地を確認しました。まずは烏木の場所は、田代共同墓地から300mほど上がった場所になります。もう2つが、国道144号線から、大久保肥料さんの近くの交差点を軍道方面へ上ってすぐ上に上がった途中にあります。近くには向上の集荷場があります。譲受人は農家であるため問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この件についてなにか皆さんの方から質問等ございますか。ないようでしたら、お諮りいたします。【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】7番号につきましては許可するということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長      ありがとうございます。全員挙手と言うことで【第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】7番号につきましては許可するという事で決定いたします。続きまして、【第4号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局      【第4号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議 長      はい、ありがとうございました。第4号議案については干俣地区の委員さん、よろしくお願いします。

1番委員      1月4日に干俣の農業委員と農地利用最適化推進委員と、事務局で現地確認をしました。場所は、干俣仁田沢地区の集落の一面になります。申請人の父親が農地法の許可を得ずに住宅を建築してしまい、その後相続した申請人が申請地が農地であることに気づき、今回の第4条の申請が提出されました。始末書が添付されているために、特に問題は無いかと思われます。

議 長      はい、ありがとうございました。この件について、なにか皆さまからご質問等ございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。【第4号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長      ありがとうございました。挙手全員でありますので【第4号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局      【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長      ありがとうございました。事務局から説明が終わりました。この件につきまして、どなたか意見、質問等ございましたらお願いします。質問等がないようですのでお諮りいたします。【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございました。挙手全員でありますので、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第6号議案「農用地売買のあっせん申出について」】議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

1、袋倉下原 1筆

2、今井栗之木坂 1筆

議 長 ありがとうございました。1番目は袋倉地区の案件ですので袋倉地区の委員さん、何かありましたらお願いします。

8番委員 12月26日に事務局と現地確認をいたしました。該当の畑は上袋倉から南西に山道を登っていった、大桑と隣接する通称ハラと呼ばれているところになります。申出者は住んでいるところが遠方であり、耕作する予定が無くなったので今回あっせんの申出がありました。現地確認をしたところ問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の説明ですけれども何か皆さまの方からご質問等ございましたらお願いいたします。質問が無いようですので、お諮りいたします。1番号の案件についてはあっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、1番号の案件は、あっせんを受けることにいたします。続きまして、2番目は今井地区の案件です。今井地区の委員さん、よろしくお願いいたします。

10番委員 令和5年12月26日地元の農業委員、推進委員、事務局にて現地確認をしました。場所は、JA 東部予冷库より、西に500m程度のところですが。申出者は相続により譲り受け、村外在住のため、耕作が難しく申出でした模様です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありました2つめの案件について、何か質問等ございますか。それでは質問が無いようですので、お諮りいたします。2番目の案件についてはあっせんを受けることで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、2番号の案件はあっせんを受けることに決定いたします。あっせん委員の指名ですが、1番目の案件につきましては袋倉地区の農業委員及び農地最適化推進委員にお願いしたいと思います。2番目の案件につきましては今井地区

の農業委員及び農地最適化推進委員にお願いしたと思います。あっせん委員会の日時は事務局から各関係委員に後日連絡いたします。続きまして、【第7号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案「その他」】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件

報告2 農地法第18条第6項の規定による届出書 2件

議長 ありがとうございます。事務局から【第7号議案「その他」】について説明がありました。第7号議案は報告事項となりますので質問等が何かありましたらお願いいたします。質問等無いようですので、以上で本日の議案は全て終了いたします。その他についてなにかあればお願いいたします。

事務局長 意向調査について説明。

議長 次回の定例会は2月13日(火)午前10時から大前活性化センターで開催となります。以上で、定例会を閉会させていただきます。

午前10時40分閉会